

令和4年度東京都税制調査会第2回総会

令和4年10月20日（木）10:00～10:38

都庁第一本庁舎

7階中会議室

【小林税制調査担当部長】 おはようございます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、池上会長に進行をお願いいたします。

【池上会長】 それでは、ただいまから令和4年度「東京都税制調査会」第2回総会を開催いたします。

初めに、知事より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【小池知事】 座ったままで失礼いたします。おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

令和4年度の「東京都税制調査会」第2回の総会でございます。オンラインでも繋がっておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

改めて世界を見回しますと、国際情勢はいまだ混沌、そして、ウクライナ危機の長期化は避けられないという情勢でございます。それはすなわち、日本、我が国にとりましては、エネルギー危機がこれからも残念ながら続いていく中で冬を迎えるという状況。そしてまた気候危機につきましては、今年も東京はさることながら静岡等でも断水等が起り、毎年、年中行事のようになって、これまで見たことのないとか経験したことのないといったような気象庁がよく使う最近のフレーズですけれども、それが今度、当たり前になっているというような状況でございます。そういった中で、エネルギー対策につきましては、都民の皆様方にHTT、このエネルギーの使用を減らすこと、創ること、蓄めること、これをこの夏も御協力いただき、冬に向かいましても引き続きの御協力、加えて、脱炭素化という大きな目標に向かっておりますので、その点を呼びかけていくことが重要かと思っております。

そしてまた、周回遅れと言われておりましたデジタル化につきましても、今回のコロナの対策でも非常に必要だということを改めて痛感をしたところでございます。そういう中で、都はアップグレードした「シン・トセイ」戦略の下で、都政のQOS、そして、都民のQOL、これを高めていくということで努めて、爆速で進めているところでございます。

そこで、税制でございますけれども、これらの状況を背景にいたしまして、都税調では税制のグリーン化、税務行政のDXなどにつきまして学識経験者の皆様方に熱心に御議論を賜ってまいりました。報告案取りまとめの御尽力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

そして、今日は都議会議員の先生方、そして、区市町村代表の皆様にも御参加をいただいております。社会経済、これらの重なる危機から持続可能な回復、いつもこれはサステナブルリカバリーという言葉を使わせていただいておりますが、それを実現していくためにも、税制面からどのようにバックアップができるのかという点を御助言いただきたいと存じます。

また、新たに委員となられましたおじま紘平議員もどうぞよろしくお願いいたします。

時代に即しましたあるべき地方税制につきまして、その実現に向けて引き続き皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日もよろしくお願いいたします。

【池上会長】 知事、ありがとうございました。

続きまして、私からも一言申し上げます。

今年度は、3年間で1期とする第8期東京都税制調査会の1年目でございます。このタブレットの資料にあり

ます令和4年度検討事項、これは第1回総会で決定したのですが、この検討事項のとおり、今年度は環境関連税制、それから、税務行政のDX推進、国際課税など、直面する様々な税制上の諸課題について議論を行ってまいりました。

本年5月の第1回総会以降、小委員会において検討を重ねて、その内容を報告案として取りまとめております。本日は、この報告案について御検討いただきます。皆様の御意見を踏まえて案文の修正を行った上で、次回の総会で御確認いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

【小林税制調査担当部長】 新任の委員を御紹介いたします。

藤井あきら特別委員に替わりまして、10月7日付で就任されました東京都議会議員のおじま紘平特別委員でございます。

【おじま特別委員】 よろしくお願ひします。

【小林税制調査担当部長】 御紹介は以上となります。

なお、小池知事は公務のため、ここで退席させていただきます。

【小池知事】 よろしくお願ひいたします。

(小池知事退室)

【池上会長】 それでは、これより議題に入ります。

まず議題「『令和4年度東京都税制調査会報告(案)』について」であります。

初めに、小委員会の開催経過について御説明いたします。

第1回の総会では、知事から当調査会に意見を求められている内容について確認した上で、先ほど申しましたとおり、検討事項を決定いたしました。タブレット、資料の「令和4年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」にありますとおり、今年度の報告案の作成に当たって、6月から10月にかけて小委員会を5回開催しております。第1回は環境関連税制、第2回は地方法人課税、第3回は環境関連税制と税務行政のDX推進について議論を行って、その内容を基に、第4回及び第5回で報告案を作成したものでございます。

それでは、事務局から報告案の概要について説明をお願いします。

【小林税制調査担当部長】 報告案について御説明いたします。

会場の委員の皆様はお手元のタブレット画面、オンライン参加の委員の皆様はお手元の資料の令和4年度東京都税制調査会報告案概要版を御覧ください。

初めに、報告案の構成ですが、Ⅰの「税制改革の視点」とⅡの「税制改革の方向性」という2段構成となっております。「税制改革の視点」では、当調査会が税制の検討に当たって踏まえておくべき重要な事項について、「税制改革の方向性」では、税制上の諸課題についてあるべき姿と改革の方向性について記載されております。それでは、具体的内容の御説明に入ります。

「Ⅰ 税制改革の視点」の「1 基本的視点」ですが、1点目「少子高齢・人口減少社会」では、我が国の高齢化が急速に進む中、全ての世代が安心できる社会保障の構築が必要であり、税と社会保険料を合わせた負担の在り方など、税制全体のあるべき姿を総合的に検討すべきとしております。

2点目「地方分権改革の推進」では、地方自治体が地域の課題に自主的に取り組めるように権限を拡大し、それに見合う形で財源を確保する必要があると、税制改革はこれを促進するものでなければならないとしております。

3点目「財政の持続可能性の確保」では、財政再建は我が国にとっては避けては通れない課題であり、行政サービスのための財源を確保する上で、給付と負担の適正化が不可欠としております。

4点目「地方税体系の在り方」では、国と地方の税財源を役割分担に見合った形に見直し、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきとしております。

5 点目「所得格差に対応した税制」では、所得格差の解決に向けて、社会保障等の給付に必要な歳出の確保と併せ、税制においても所得再配分機能を適切に発揮することが求められるとしております。

6 点目「税制のグリーン化」では、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化し、その抑制を図るなど、税制の基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠としております。

次に「2 時代の変化に対応した視点」ですが、1 点目「新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響」では、コロナ禍を契機に、デジタル技術の活用などにより、これまでとは異なる新しい生活様式の普及が急速に進んだことを指摘しております。

2 点目「国際情勢等による影響」では、ウクライナ危機やロシアへの経済制裁の長期化は、都民生活等にも影響を与えていることを指摘しております。

続きまして「II 税制改革の方向性」ですが、「1 環境関連税制」として、まず2050年のカーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーへのシフトや省エネ等を念頭に、カーボンプライシングの取組を推進していく必要があるとしております。

次に「地球温暖化対策のための税」について、諸外国と比べて税率水準が著しく低いことから、税率引上げを早期に実現すべきとしております。

次に、車体課税について、CO₂排出量基準を速やかに導入すべきであり、中長期的には安定的な財源確保のため、課税標準に車体重量や走行距離を組み合わせての方法等も検討する必要があるとしております。

次に、住宅に係る税制全般について、軽減措置の対象を環境性能の高い住宅に重点化し、その普及を促進していく必要があるとしております。

続きまして「2 税務行政のDX」として、納税者の利便性を向上するために、一度提出した情報を二度、三度と提出することを不要とするワンスオンリーを実現していくことが重要であり、法令等の見直しを通じてバックオフィス連携を推進していくべきであるとしております。

続きまして「3 個人所得課税」として、まず、個人住民税について現年課税化に向け、制度そのものの在り方やデジタル技術の活用等について検討を進めていくべきとしております。

次に「ふるさと納税」について、受益と負担という関係を歪める制度であることから抜本的に見直し、寄附金税制本来の趣旨に沿った制度に改めるべきとしております。

次に、個人事業税について、ビジネスや働き方の多様化が進む中、法定対象事業の限定列举方式を早急に見直し、「事業性」の認定の仕組みを納税者に分かりやすく簡素化すべきとしております。

最後に「4 地方法人課税」として、まず法人事業税に係る外形標準課税について、減資や分社化等により適用対象法人が減少する中、適用基準に資本金以外の指標も組み合わせることや、大法人の子法人を適用対象とすることを検討すべきとしております。

次に、国際課税について、国際的ルールの見直しに伴う日本国内での税収については、社会インフラの整備を進めてまちづくりを担う地方自治体に帰属させる意義があるとしております。

次に、We b 3. 0 などに関する法人課税について、デジタル技術を駆使した企業活動から生まれる所得に対し、適切に課税を行う一方で、スタートアップが我が国で活動しやすい環境を整備することも課題であるとしております。

次に、地方法人課税の偏在是正措置について、受益と負担という地方税の応益原則に反するものであり、行うべきではないとしております。

報告案の概要説明は以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、検討に入ります。

事務局の説明にありましたとおり、報告案は2部構成となっております。第1部は「税制改革の視点」、第2部は「税制改革の方向性」でございます。ただし、この2つは相互に関連する内容もございますので、一括して御検討いただきます。

この報告案につきまして、どこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。なお、御発言される場合、挙手いただければ順番に指名させていただきます。それから、ウェブで御出席の委員におかれましても、画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に映っていない委員は御発声をお願いいたします。

それでは、御意見等はございますか。

酒井特別委員、どうぞ。

【酒井特別委員】 ほかになければよろしいですか。概要の御報告、ありがとうございます。

また、報告案を事前に頂いておりますのでざっと目を通させていただいたのですが、意見と提案を含めて3点、お話をさせていただきたいと思っております。

1点目は、どこを直せという話ではないのですが、環境関連税制の部分については、この中でいろいろと記載をされているとおり、なかなか悩ましい話で、欧州、ヨーロッパ各国に比べると確かに環境に対する税制、ガソリン代等々も日本の国は高いとは言われていても、例えばイタリア、ドイツ等々と比べるとかなり安い状況がありますので、そういった中では、この温対税であったり、あるいは炭素税といったもの、増税、新たな導入ということも考えていく必要があるかと思いますが、報告にもあるとおり、その一方で、今、急激な円安動向が続く中で、なかなかこれをすぐに上げられるのかという部分も、国民への負担、企業への負担という形からするとなかなか悩ましい問題がある中で、この話を見ていると行ったり来たりをしながら苦悩されているなというところが大変見てとれましたので、私としても確かにそうだよなという思いでこの報告書案を拝見、拝読をさせていただきました。この点については、私も同様の考えだということだけは表明をさせていただきたいと思っております。

次に、税務行政のDXに関して、都税事務所等の納税証明等々が一度提出したらという話があったのですが、その中でマイナンバーの制度の話等々について言及をされていたのですが、将来的にこれは個人の納税情報等々の連携という問題についてはかなりハードルが厳しいかと思うのですが、私は今、行政書士という仕事もしております、東京都のビジネスに関する部分の納税情報、例えば法人事業税についての納税証明書を毎年度提出してくれと、これは例えば建設業の年次報告、決算変更届というものを出すときには、その提出を東京都の中でわざわざ取って提出をしろということがあって、例えばこういうものであるならば、一つこれは建設業課になるのですが、そこに税務情報の閲覧についての委任状を出せば、ある意味、制度的には足りるのではないのかなど。法整備をしっかりとしなければなかなか連携ができないという、そういった制度もある一方で、そこに至る前までの環境づくりをしていく中では、これは税務当局とそれぞれの東京都の中の各局との連携や運用の取扱いの変更によって導入ができるのではないかなど、少し2段階で考えたほうがいいのかということの一つ意見として述べさせていただきたいと思っております。

3点目は個人所得税、個人住民税の現年度課税の問題で、これは今年の報告書の中でも取り上げていただいて、全くそのとおりだというように私もこれはいずれ導入を早い時期にさせていただきたいというように思っているわけですが、当然、この問題については導入するに当たっての問題があって、この中にも記載をされているとおり、普通の所得税等においてはほとんどサラリーマンの方を対象とした源泉徴収制度に依拠している部分と、あとはそれぞれが確定申告を行っていくというある意味2つの制度で成り立っている。

その上で、それに前年度の所得税に対して課税をして、一般徴収と特別徴収という形に分けるということだと思っておりますが、この部分については当然、特別徴収をしている企業に対して協力を得なくてはなりませんし、私、先ほど行政書士をしているというお話をしましたが、都議会議員の報酬については特別徴収をされ、行政書士の

所得に関しては一般徴収を2段階で徴収、納税をしているということもありますので、そういった視点での様々なこれから雇用形態であるとか、あとは仕事の多様性という面から言うと、昔のように特別徴収なのか、一般徴収なのかというだけではなくて両方合わさっている場面の検討をどうするのかということと、また、これは納税者にとって最大の課題でもあり、また、課税をする側、徴収をする側の最大の問題は、この現年度課税を導入したときにどこかの段階で二重に課税をしなくてはいけない。前年度の課税分と今年度の課税分がダブってしまう可能性がどこかで出てくる。

そのときに、この行政としてその部分について、これは両方課税されると納税者の側はかなり困る話になるわけですから、課税庁としてどういうようにこの部分について、1年分は行政の継続性を考えれば放棄をして、もう現年度に切り替えるのだという形のある意味、割り切りもどこかで必要なのではないかという議論もこの現年度課税の中では今後していく必要があるのではないかということで、そういった議論がされているのかどうか、されていないのであるならば、ぜひ今後、御検討をいただきたいという提案でございます。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

3点にわたって御意見をいただいたかと思えます。

1点目のいわゆる環境関連税制、温対税の税率を引き上げていくべきだろうという議論はそのとおりで、す。それについて、しかし、円安あるいは世界的なエネルギー価格の高騰によって価格そのものはもう上がっているのではないかという議論、確かにこれは小委員会でも出ておりました。ただし、考えてみますと、いわゆるカーボンプライシングということで報告案の中にも書いておりますけれども、カーボンプライシングの考え方は、いわゆるエネルギー起源のCO₂の排出を着実に減らしていこうということですので、それについては、それぞれCO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減目標を年次別に決めた上で、それに合う形での価格になるような形でカーボンプライシングを行っていくことになると思います。

そういう着実な取組をやっていくということをまずベースとした上で、では、実際に価格が上がり過ぎている年については、それに対していろいろ政府でも取組がなされているわけです。それが短期的に終わってくればいいのですけれども、そういう調整も行われている。それは一見すると矛盾するように見えるのですが、やはりこれは中長期的な課題と短期的な課題が両方同時で走っていますので、その計算をやって調整を図っていくべきものだろうと思っております。この報告の中でもエネルギー価格の変動が生じるが、しかし、着実に抑制をしていくべきだと、そういう表現になっています。ということですので、温対税という点でも負担は着実に求めていかなければいけないのではないかということをご申し上げているということでございます。

DXに関しては、行政書士の仕事上の知見もいただきつつ、今、御意見をいただきました。確かにこの話はまだ始まったばかりというところがございますので、今いただいた御意見も踏まえて、法制化が必要なものと法制化以前に取り組めるものをどのように組み合わせしていく、しかも、主税局だけではなくいろいろな部局の共同作業によって都民の利便性の向上を図っていくということが必要だと思えます。今いただいた意見もちろん発言として、記録させていただいておりますので、これは主税局を超える問題かもしれませんが、ともかく都庁の中で検討されていくのだと思っておりますので、私からもそれをお願いします。

それから、個人住民税の現年課税については、御承知のとおり、国レベルでも数十年にわたって議論してきたものです。では、今、なぜ議論するのかということになるのですが、マイナンバーの話もございましたが、だんだんDXが進んでくるに従って、そういった現年課税の技術的な可能性も高まっているのではないかという問題意識がございます。とはいっても、今、お話がありましたとおり、特別徴収と一般徴収がまだありますし、過渡期の二重課税も当然避けなければいけないので、今、議論が進んでいけばいくほど、新たな検討課題が増えていくと思いますが、しかし、これも都税調の中で、あるいは都税調を超えて国と議論する中でも着実に進めていく。

その機運はかなり高まっていると思います。そういった動きを我々としても後押しをしていきたいということで、今いただいたコメントと留意点を踏まえて議論を進めなければいけないというのはそのとおりだと考えております。ありがとうございます。

白石特別委員、どうぞ。

【白石特別委員】 白石です。

まず初めに、日頃より都民の暮らしと、それから、営業、また、地方自治の健全な発展のために都税調の皆さんが本当に貴重な御提言をいただいていることに感謝申し上げたいというように思います。

今回の報告案について私も意見、2点ほど述べさせていただきたいなというように思っております。

1点目が、所得格差に対応した税制について、報告案では7ページに述べられていると思います。この非正規雇用者の比率が36.7%で高い水準にあるという、こういう認識が示されているということは大変重要だと思います。私は、やはり今の状況を見ますと、高齢者も若年層ともに非正規雇用で働く人が増えているということは、どちらも本当に生活の苦しさを語るものだなというように認識をしております。そういうことに対して、この報告案では、社会保障や教育、労働政策等、総合的な取組が必要としつつ、税制においても所得再分配機能を適切に発揮することが求められるとしていることについて賛同するものです。とりわけ、この再分配については、非正規労働の拡大によってこの利益を大幅に増やしている大企業に社会的な責任を果たさせるということ、また、1億円の壁に象徴されるような高額所得者に適切な負担を求めることを通じて実現をされるべきかなと考えております。

この若年層の非正規雇用の拡大の影響というのは、今日でいけば女性の自殺率の上昇、中でも若い世代でこれが本当に顕著になっていると思います。政府も先日14日に閣議決定した自殺総合対策大綱では、この今の状況、非常事態が続いていると、このようにも述べているということで、やはり所得格差に対応した税制というようなところを考えるに当たっても、なかなか難しい面、あるとは思いますが、こうした状況も念頭に置いて、ぜひ都税調の皆さんに力強い御提言をさらにいただければと思います。

2点目は、気候危機に対応した税制についてという点になります。報告案では32ページに述べられていますが、東京でこの気候危機対策を進めるということに当たっては、温室効果ガスの排出源の7割近くを占める事業所、住宅といった建物の対策を進めることが必要だと思います。

私がこの32ページの提案の中で特に注目したのが、建築物のリノベーションによって新築への建て替えと比較してCO₂排出量や廃棄物排出量を大幅に削減できるという研究結果に言及をされているという点です。今、東京都は脱炭素社会を目指す取組の一環として、環境確保条例の改正の議論が進められています。これは審議会の答申案の中などには新築建物の環境性能をどう引き上げていくかということについては結構具体的に積極的に述べられているのですが、それに比べて、ここの案でも言及されている建築物のリノベーションによってCO₂や廃棄物の排出の削減を目指すという観点は、正直弱いなというように議論の中では思っています。そうした中で、この都税調からこういう提言を出されるというのは大変貴重だなと思っております。

その上で、私からさらに少し強調したい点があるのが、今回の提言の結論としては、既存住宅の活用、流通の活性化ということだと思うのですが、この建築物のリノベーションによる脱炭素化という視点をぜひ事業所ビルにも振り向けることはできないかと考えております。先ほど、言いましたが、この東京の温室効果ガスの排出源7割の内訳は事業所が4割となっておりますので、私、地元、品川なのですが、やはり国の規制緩和の下で、もう20年以上、無秩序に次から次へと超巨大開発が続いている。こうした現状を放置して東京の脱炭素化はあり得ないと考えております。

32ページの提言の注釈で紹介されている金沢工業大学などが今年4月に発表した共同研究、これは私も検索させていただきました。そうしましたら、この共同研究というのは、実はNTTの事業所ビルのリノベーション

についての研究結果になっているということです。つまり、事業所ビルについてもリノベーションによって脱炭素化の知見が今、積み重なりつつあるということだと思います。今回の御提案いただいている住宅の脱炭素化促進のための税制に加えて、ぜひ事業所ビルのリノベーションによる脱炭素化についてもフォーカスをしていただいて、気候危機に対応した税制について、より練り上げていただきたいなということを期待したいと考えております。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

2点について御意見をいただきました。1点目は、所得格差に対応した税制ということで、それを給付面、いわゆる経費の面に対応すると同時に、税制の面でも対応すべきだとここでは報告しておりますが、そのときに、いわゆる税制における再分配を考えたときに、所得課税といいますか、法人あるいは高所得者という利益を上げている方々に応分の負担を求める視点が重要ではないかという御意見かと思っております。

この点は、もちろん考え方として、例えば財政の持続可能性の確保ということもここでは掲げておりますけれども、そのときにもやはり実は財政健全化のためには税が必要だということもここでは書いておまして、その下に税負担の公平と課税の適正ということが書いております。ここではそこまで具体的に書いていないというところはあるのですが、しかし、具体的にはやはり公平性の確保ということが重要であるし、所得資産の捕捉と課税ベースの適正化が重要であるということも5ページに書かせていただいておりますので、そういったところが含まれているのだというように私としては考えております。

また、税制につきまして、7ページから8ページにかけて、実際にいわゆる低所得者対策ということで、国でよく施策を取られるときに、個人住民税を払っていない方をいわゆる低所得者だとしていろいろな給付の範囲にすることは結構多いわけです。それがよく使われるのだけれども、本当にそれだけでいいのかという議論も小委員会の中でありまして、ほかに何かないのかということを考えなければいけないだろう。何がいいかというのはまだ出てないのですけれども、そういう意味も含めてここでは書かせていただいているということもございます。これは御意見いただいた点ではないのですが、付け足しをさせていただきます。

それから、もう一点の事業所ビルについてもリノベーションの重要性を書くべきではないか。32ページから33ページにかけては今回、住宅について書いたところなのですが、事業所ビルについてもということは当然課題としてあると思うのです。ただ、今、ここで入れるとタイトルから少しはみ出すことになりますので、またこの点につきましては、これは主税局だけというよりは、税制だけというよりは、建築関係あるいは環境関係の部局も、今年度は特に環境部の方々には小委員会に御出席いただいて御意見をいただいたということもございますので、いわゆる部局を超えた取組が多分必要だと思います。そういうこともありますので、今、御発言いただいたことを踏まえて、次年度以降、もちろん、環境関連の税制に関する報告は今年度だけでなくあるわけではありませぬので、さらに取組を強めていければと思います。そういったところで生かさせていただければ大変ありがたいと思っております。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。どこについてでも結構ですけれども、もしございましたら。あるいはオンラインで御出席の皆様からも何かございましたら、こちらから顔が見えておりますので。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまお二人の特別委員から御意見をいただきました。皆様からいただいた御意見を踏まえて、私と事務局で報告の最終案、修正、加筆すべき箇所があるかどうかについても考えますので、その結果を次の総会に提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次第は以上ですが、ほかに全体を通して御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、最後に、事務局を代表して、小池主税局長から委員の皆様へ一言御挨拶がございます。

【小池主税局長】 委員の皆様、ありがとうございます。主税局長の小池でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

東京都税制調査会第2回の閉会に当たりまして、事務局を代表して御挨拶を申し上げたいと思います。

東京都税制調査会におきましては、これまでも東京都をはじめ地方が置かれた状況に即して、あるべき地方税財政制度の姿や直面する税制上の諸課題について検討を行っていただきました。今年度は気候変動問題やデジタル化の潮流なども踏まえ、環境関連税制、税務行政のDX、個人所得課税及び地方法人課税について委員の皆様からそれぞれの見識、知見を踏まえた活発な御議論をいただきました。次回の総会で報告が取りまとめられた際には、提言の内容が実現されるよう、時機を逃さず関係省庁等に働きかけてまいりたいと思います。

報告案の作成に当たりましては、池上会長、諸富副会長、宇田川副会長には多くの時間を割いて取りまとめていただきましたことを心から御礼を申し上げます。

また、特別委員の都議会議員の皆様、小委員会の委員の皆様、区市町村長の委員の皆様方はひとかたならぬ御尽力を賜りました。改めて厚く御礼を申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【池上会長】 局長、ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の日程の説明をお願いします。

【小林税制調査担当部長】 第3回総会は10月27日木曜日、午前11時から、都庁第一本庁舎7階大会議室で開催させていただきます。御出席方、よろしくお願いたします。

【池上会長】 以上をもちまして「東京都税制調査会」第2回の総会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございました。

— 了 —